

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法及び教育基本法に基づき、分析化学に関する知識と技能を授け、分析化学者としての使命感を持った向上心を有する人材の育成、及び豊かな人間性の涵養により、社会に貢献することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、日本分析化学専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は、大阪市北区天満2丁目1番8号および同市北区天満2丁目1番1号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程、学科、及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総 定 員	備 考
工業専門課程	環境分析学科	2年	40名	80名	昼間部
	生命バイオ分析学科	2年	40名	80名	昼間部
	医療医薬分析学科	2年	40名	80名	昼間部
	健康化学分析学科	2年	40名	80名	昼間部
	化学分析学科(土日授業)※	2年	20名	40名	昼間部

※令和3年4月1日に分析化学応用学科から学科名変更。

(在学期間)

第6条 在学期間は4年を超えることができない。ただし休学期間はこれに算入しない。
2. 転入学者の在学期間は4年とする。

(学年、学期、1年間の授業時間)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 工業専門課程の学期は次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで。

後期 10月1日から3月31日まで。

3. 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、30週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

- (2) 春季休業 3月21日から4月 5日まで
- (3) 夏季休業 8月 3日から9月 3日まで
- (4) 冬季休業 12月18日から1月 5日まで
- (5) 創立記念日 10月 1日

- 2. 前項の規定にかかわらず、化学分析学科は休業日に授業を行う場合がある。
- 3. 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行う場合がある。
- 4. 校長は必要により、第1項に定める休業日の変更及び臨時の休業日を設定できる。

第3章 入学、退学、転学、留学、休学、転科及び除籍

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学の資格)

第10条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者及び当該年度3月に高等学校卒業見込みの者
- (2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者、または通常の課程以外の課程により、これに相当する学校を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した、在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、校長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第11条 前条の資格がある者で、本校に入学を志願する者は、入学志願書に選考料20,000円及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者について選考を行う。

(編入学・再入学)

第13条 本校への編入学及び再入学を希望する者がある場合、学修の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(学科間の転科・本校への転入学)

第14条 本校の学生であって他の学科に転科を志望する者、または他の大学、短期大学及び専修学校の学生であって本校に転入学を志望する者には選考の上許可することができる。

2. 前項の規定により、転科及び転入学を許可された者の既修得単位と在学期間の通算については、校長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

- 第15条 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに定められた授業料その他の費用を納め、所定の書類を提出して入学手続きを完了しなければならない。
2. 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(退学、他専修学校への転入学)

- 第16条 学生が退学または他の専修学校に転入学しようとするときは、その事由を明らかにし、保証人連署の退学届または転入学願いを提出し、校長の許可を受けなければならない。

(留 学)

- 第17条 本校の学生であって、外国の大学で学修することを志願する者は、校長の許可を受けて留学することができる。
2. 前項の許可を得て留学で取得した単位は、本校の単位に該当する場合に限り単位取得に算入することができる。
3. 留学期間は2年を超えることができない。

(休学・復学)

- 第18条 疾病その他の事由により、引き続き1ヶ月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。
2. 疾病による事由の場合には、診断書を提出しなければならない。
3. 疾病その他の事由により修学が適当でないと認められる場合には、校長は休学を命ずることができる。
4. 前項の者が復学しようとする場合、校長の許可を受けなければならない。

(休学・復学手続)

- 第19条 前条により休学しようとする者、または復学しようとする者は、保証人と当該学生が連署押印した休学申請書または復学申請書に、次に定める書類を添え、担任を経て校長に申請して許可を受けなければならない。
- (1) 病気により休学しようとする者は、休学の理由を証明する書類
- (2) その他の理由で休学しようとする者は、休学の理由を証明する書類
- (3) 前号の理由で休学した者が復学しようとする場合は、その理由がなくなったことを証明する書類
2. 前項第2号及び第3号の書類は、校長の事情聴取により免除されることがある。

(休学期間)

- 第20条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は休学期間の延長を認めることができる。
2. 満了の場合、または休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、校長の許可を得て復学することができる。
3. 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
4. 休学期間は、これを在学期間に算入しない。
5. 休学中に必要な学費については、別途「学費納入規程」に定める。

(除 籍)

- 第21条 次の各号の一つに該当する者は、講師会の議を経て校長が除籍する。

- (1) 第6条に定める在学期間を超えた者
- (2) 第20条第3項に規定する期間を超えた者
- (3) 死亡または行方不明の者
- (4) 授業料など学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第4章 教育課程、授業時数及び単位計算

(教育課程、授業時数)

第22条 本校の教育課程及び授業時数等は別表1のとおりとする。

2. 本校の環境分析学科、生命バイオ分析学科、医療医薬分析学科、健康化学分析学科および化学分析学科の年間授業時数は850時間以上とし、卒業までに履修させる授業総時数は1700時間以上とする。

(科目と単位計算)

第23条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合、次の各号により単位を計算する。

- (1) 1時限の授業は90分とし、授業時数としては2時間とする
- (2) 講義及び演習にあつては15時間をもって1単位とする
- (3) 実験、実習、実技にあつては30時間をもって1単位とする

(始業及び終業)

第24条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

始業時刻は午前9時とし、終業時刻は午後6時10分とする。

(化学分析学科の始業時刻は午前9時とし、終業時刻は午後5時50分とする。)ただし、実験、実習、実技等にあつては延長する場合がある。

(成績評価)

第25条 授業科目の成績評価は、各学期末までに行う試験及び各学期末に行う試験、並びに実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して科目担当講師が学年末に行い校長に報告する。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

成績評価は次のとおりとする。

- (1) 評価は、優・良・可、不可または合格、不合格の評語をもって表す
- (2) 前号の評価のうち、優・良・可は合格とする

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第26条 他の専修学校、大学等において本校に定めのある科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を越えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなす。

(科目等履修生)

第27条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があつた場合には、本校の教育に支障がない限り校長が選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2. その他科目等履修生に関する事項は別に検討して定める。

(課程修了の認定)

第28条 第25条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2. 環境分析学科、生命バイオ分析学科、医療医薬分析学科、健康化学分析学科および化学分析学科については2年間の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第29条 前条により、工業専門課程環境分析学科、生命バイオ分析学科、健康化学分析学科及び分析化学応用学科を修了した者は専門士(工業専門課程)と称することができる。

第5章 教職員及び運営組織

(教職員)

第30条 本校に次の教職員を置く。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 副校長 | 1名 |
| (3) 教員(専任) | 5名以上 |
| (4) 教員(兼任) | 4名以上 |
| (5) 助手(実験講師) | 1名以上 |
| (6) 事務職員 | 2名以上 |
| (7) 学校医 | 1名以上 |

2. 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

(運営組織)

第31条 本校に運営組織として講師会を置き、専任講師、実験講師、事務室長をもって組織する。

2. 校長が必要と認めたときは、その他の教職員、非常勤講師も出席することができる。
3. 講師会は次の事項を審議する。
 - (1) 学生に対する教育、研究に関する事項
 - (2) 入学、退学、休学、除籍、進級及び卒業に関する事項
 - (3) 学生の生活補導に関する事項
 - (4) 学生の賞罰に関する事項
 - (5) 学則に関する事項
 - (6) その他校長が必要と認めた事項

第6章 賞 罰

(褒 賞)

第32条 成績優秀にして他の模範になる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第33条 本校の学生は諸規則に反し、秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があったときは、講師会の審議を経て校長が懲戒する。

2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3. 退学は次の各号に該当する場合これを命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 7 章 授業料、健康診断

(納付金)

- 第34条 本校の選考料、入学金、授業料、施設費、及び実習費は別途学費納入規定に定める。
2. 納付期日、納入方法についても前項とする。
 3. 納付金は事由の如何を問わず返還しない。

(健康診断の実施)

- 第35条 学校保健安全法及び感染症法に則り、毎年1度以上、日を選び健康診断を行う。
2. 学生は、前項に定める健康診断を必ず受けなければならない。
 3. 第1項の健康診断を当日受けられなかった学生は、自己の負担で国公立病院または保健所において受診し、診断書を14日以内に担任を経て校長に提出しなければならない。
 4. 健康診断の結果に基づき学習に支障があると判断された場合は、校長の指示にしたがわなければならない。

第 8 章 附 帯 教 育

(附帯教育)

- 第36条 本校の附帯教育は次のとおりとする。

環境科学課程

学科名、定員、回数、開催曜日、時間

学 科 名	総定員	回数	開催曜日・時間
基礎化学科	40名	12回	各土曜日・午前 9:30 ～ 12:30
水質学科	40名	30回	各土曜日・午後 1:30 ～ 4:30
食品学科	40名	15回	各土曜日・午後 1:30 ～ 4:30

2. 入学金・授業料等の納付
附帯教育の入学金、授業料等の納期、納入方法についての必要な事項は別途定める。
3. 修了証書の授与
各学科の修了試験に合格し出席回数が所定の授業回数の7割を満たした者については修了証書を授与する。

(通信教育)

- 第37条 本校の通信教育は次のとおりとする。

通信教育講座課程

講 座 名	受 講 期 間	総定員	備 考
環 境 計 量 士 講 座	6 ヶ月	若干名	スクーリング有
毒物劇物取扱責任者講座	6 ヶ月	若干名	スクーリング有
公害防止管理者講座	6 ヶ月	若干名	スクーリング有
基 礎 化 学 講 座	6 ヶ月	若干名	スクーリング有
臭 気 判 定 士 講 座	6 ヶ月	若干名	

2. 通信教育講座の受講申込金、受講料等の納期、納入方法についての必要な事項は別途定める。

附 則

1. この学則施行に必要な細則は、別途定める。
2. この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
3. この学則の一部を改正し、平成6年4月1日から施行する。
4. この学則の一部を改正し、平成6年9月1日から施行する。
5. この学則の一部を改正し、平成7年3月1日から施行する。
6. この学則の一部を改正し、平成9年4月1日から施行する。
7. この学則の一部を改正し、平成10年4月1日から施行する。
8. この学則の一部を改正し、平成11年4月1日から施行する。
9. この学則の一部を改正し、平成12年4月1日から施行する。
10. この学則の一部を改正し、平成15年4月1日から施行する。
11. この学則の一部を改正し、平成17年4月1日から施行する。
12. この学則の一部を改正し、平成18年4月1日から施行する。
13. この学則の一部を改正し、平成19年4月1日から施行する。
14. この学則の一部を改正し、平成21年4月1日から施行する。
15. この学則の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。
16. この学則の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。
17. この学則の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。
18. この学則の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。
19. この学則の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。
20. この学則の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。
21. この学則の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。
22. この学則の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。

日本分析化学専門学校 附帯教育授業料一覧表（単位 円）

環境科学課程

全 納 の 場 合		分 割 の 場 合			
学 科 名	授 業 料	前 期			後 期
		入 学 金	授 業 料	合 計	授 業 料
基 礎 化 学 科	90,000	30,000	45,000	75,000	45,000
水 質 学 科	180,000	30,000	90,000	120,000	90,000
食 品 学 科	90,000	30,000	45,000	75,000	45,000

(1) 全納される場合は、次の特典を設けている。

① 入学金を免除する

② 本科の授業 1 科目を聴講することができる。

(2) 上記各学科の入学金・授業料には、実験・実習費は含まない。

(3) 一度納入された書類及び入学金及び授業料は、理由の如何を問わず返却しない。

通信教育講座課程

講 座 名	受講申込金	受 講 料	テキスト代
環 境 計 量 士 講 座			
濃度コース	10,000	24,000	5,500
騒音振動コース	10,000	24,000	6,490
全コース	10,000	36,000	9,130
毒物劇物取扱責任者講座	10,000	26,485	6,600
公害防止管理者講座	10,000	21,000	13,200
基 礎 化 学 講 座	10,000	18,000	受講料に含む
臭 気 判 定 士 講 座	10,000	24,000	23,370

(1) 受講料、テキスト代の中にはスクーリング費は含まない。

(2) 一度納入された費用及び提出した書類は、理由の如何に問わず返却しない。

(3) 受講申込金・受講料・テキスト代は、受講期間の変更及び使用テキストの変更によって改正する場合がある。

(4) 2 講座同時申込みの場合、1 講座分の受講申込金 10,000 円が免除される。

卒業証書



年 月 日生

専門課程

右の者は本校において所定の二年
課程を修めたる卒業証書を授けし
文部科学大臣告示(平成六年文部省告示
第八十四号)により専門士(工業専門課程)
と称することとする

年 月 日

学校法人・専修学校

日本分析化学専門学校

校長



第 号

日本分析化学専門学校 履修規程

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この規程は学則第4章の規定に基づき、学生の履修に必要な事項を定める。
2. この規程の運用にあたり、学則に規程のあるものは、そのすべての条項を優先する。

第2章 授業日数及び授業時間

(授業時間)

- 第2条 本校は原則として月曜から金曜までとし、授業時間は90分を1時限として、次のとおり行う。

昼 間 部					
CT	1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
9:00 ～	9:10 ～	10:50 ～	13:20 ～	15:00 ～	16:40 ～
9:10	10:40	12:20	14:50	16:30	18:10

2. 化学分析学科は原則として土曜・日曜とし、授業時間は90分を1時限として、次のとおり行う。

昼 間 部					
CT	1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
9:00 ～	9:10 ～	10:50 ～	13:00 ～	14:40 ～	16:20 ～
9:10	10:40	12:20	14:30	16:10	17:50

(授業日数)

- 第3条 授業は、学則第7条に定める学期毎の、月曜日から金曜日までの各15週75日、計30週150日行い、その期間は毎年「年間行事計画」で定める。
2. 化学分析学科の授業日数は別途に定め、授業時数は学則第22条及び第23条とする。
3. 授業が行われなかった場合は、その日数に応じて補習授業を行うものとする。
4. 本校実施の海外短期留学参加者に対しては、留学期間を出席日数とみなし、それに相当する単位を与える場合がある。

(授業科目と単位数)

- 第4条 本校工業専門課程各学科で開設する授業科目の単位数及び履修年次は学則別表1とする。
2. 1時限90分授業を15週、化学分析学科は15回の履修をもって2単位とする。

(授業への出席)

- 第5条 学生はすべての授業に出席しなければならない。ただし、次の場合を除く。
- (1) 休講及び出席免除規定に該当した場合
- (2) 通学経路の交通機関が停止あるいは遅延し、駅が発行する証明書を当日あるいは翌日担任まで提出した場合

2. 出席時数が出席すべき各授業科目の時間数のうち3分の2に満たない者は、その授業科目にかかわる試験等の受験資格が無く、よって進級及び卒業ができない。
3. 正当な理由がなく出席が常でない者には、単位を与えないことがある。

(遅刻、早退、欠席)

第6条 学生は全ての授業に出席し、遅刻・早退・欠席等のないよう努めなければならない。

- (1) 遅刻とは講義、実験を問わず授業開始後10分以上経過した場合とし、30分以上経過した場合は入室しても欠席として扱う。遅刻は2回で欠席1回の扱いとする。
- (2) 早退とは講義、実験を問わず授業終了時間の30分前に退出した場合とし、それ以前の退出は欠席として扱う。早退は2回で欠席1回とする。
- (3) 出席免除に該当しない理由で、授業やその他学校の定める公式行事に出席できない場合は、事前、事後を問わず速やかに欠席届を担任に提出しなければならない。

(休 講)

第7条 休講とは、やむを得ない事由により授業を行えないことをいい、休講は、一般休講及び臨時休講とする。

2. 一般休講

科目担当講師及び学校の急な行事や、やむを得ない事由による休講をいう。

3. 臨時休講

臨時休講とは、交通機関の運行停止や特別警報または暴風警報の発令その他の天災によって通学が困難となった場合に学校が決定する臨時の休講措置であり、全日休講、午前休講および即時休講があり、全学生を対象とし、この決定または承認は校長が行う。

- (1) 全日休講は次の場合に実施される。

- ① 通学に利用する主要公共交通機関が午前8時を過ぎても運行を停止している場合。
- ② 学校所在地において特別警報または暴風警報が発令され、それが午前8時を過ぎても解除されない場合。ただし、通学に利用する主要公共交通機関の運行停止が午前6時以前に解除された場合や特別警報または暴風警報が午前6時以前に解除された場合は、平常通り授業を行う。

- (2) 午前休講は次の場合に実施される。

- ① 通学に利用する主要公共交通機関の運行停止が午前6時を過ぎ、午前8時以前に解除された場合。
- ② 学校所在地において発令された特別警報または暴風警報が午前6時を過ぎ、午前8時以前に解除された場合。

- (3) 即時休講は次の場合に実施される。

授業開始後、特別警報または暴風警報の発令やその恐れがあり、主要公共交通機関の運行停止などが危ぶまれる場合。

4. 一般休講及び臨時休講後の代講

休講をした場合、後日代講を行う。代講日時については別途通知するものとする。

第3章 出席免除

(目 的)

第8条 出席免除(以下「公欠」という)とは家族の死亡、学校感染症、就職活動、資格取得講習会参加、クラブ公式試合等で授業を受けることが困難な場合に学校が承認した休講のことであり、該当学生のみ対象となる。この決定または承認は校長が行う。

2. やむを得ない理由により授業や行事に欠席する場合は、あらかじめ公欠届を担任に提出し、校長が承認または決定を行う。

(家族の死亡及び学校感染症等)

第9条 家族が死亡した場合は、速やかに所定の公欠届に事由を記載し、担任まで届け出ることとし、届け出た者に対し、その事由が生じた日から連続した日数を公欠期間とし、親等別に次の各号に日数を規定する。なお、下宿生については、この期間に2日を加算することができる。

- (1) 1親等(父母)は5日間とする。
- (2) 2親等(祖父母、兄弟姉妹)は3日間とする。
- (3) 3親等(伯・叔父母)は1日間とする。

2. 本人、家族または同居者が、学校感染症を発病した場合は、登校を見合わせて、完治後、所定の公欠届に事由を記載し、医師の診断書を添えて担任まで届け出ることとし、届に記載されている期間を公欠期間とする。

(就職活動)

第10条 就職活動をする者は、所定の公欠届に事由を記載し、事前に担任まで届け出ることとし、当該活動終了後報告書の提出をもってその当該日時を公欠とする。なお、就職活動とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 合同企業説明会
- (2) 企業訪問(OB・OG訪問)
- (3) 企業説明会
- (4) 採用試験
- (5) その他(校長が承認したもの)

(資格取得)

第11条 資格取得のための技能講習会および試験に参加する者は、そのために必要な事項について所定の公欠届に事由を記載し、講習会受講票等の書類を添えて事前に担任まで届け出ることにより、その当該日時を公欠とする。ただし、受講票等がない場合には後日認定書または修了書等の提出をもって受講票等の提出に代えるものとする。なお、該当技能講習会は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 有機溶剤作業主任者
- (2) 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
- (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (5) 浄化槽管理士
- (6) その他(校長が承認したもの)

(課外活動)

第12条 クラブの公式試合の出場者および公的団体が主催する環境活動に参加する者は、所

定の公欠届に事由を記載し、事前に担任まで届け出ることとし、その当該日時を公欠とする。

(交通障害)

第13条 通学公共交通機関が停止あるいは遅延した場合には、駅が発行する証明書を当日あるいは翌日担任まで提出することにより、その当該日時を公欠とする。

(仕事)

第14条 化学分析学科は、仕事の都合により授業への出席が困難な場合には、公欠届に事由を記載し、事前または翌登校日までに担任まで届け出ることとし、その当該日時を公欠とする。ただし、年間の上限を12回（平日に実施する学校行事を除く）とする。

(出席日数の換算)

第15条 公欠の扱いを受けた者の出席日数は、正規出席日数とする。

第4章 試験及び成績評価

(受験資格)

第16条 出席時数が講義及び実験科目の出席すべき時間数のうち3分の2に満たない者は受験することができない。また、成績評価を行わないので単位認定もできない。

(試験)

第17条 試験は学期ごとに行い、環境分析学科、生命バイオ分析学科、医療医薬分析学科、健康化学分析学科および化学分析学科については第2学年の終わりに卒業試験を行う。

2. 試験の成績は科目ごとに100点満点とし50点以上を合格点とする。

3. 合格点に満たない科目についてはその科目の再試験を行うことがある。

4. 学科試験に欠席した者で、当該科目の試験開始までに申し出を行い、その理由がやむを得ないと認められる者は、追試験を許可することがある。

5. 合格点に満たない者については講師会の議を経て、校長が決定するものとする。

(試験期間)

第18条 定期試験の期間は、概略を次のとおりとし、その期間は別途定める。

1. 前期・後期中間試験 (1週間)

2. 前期・後期期末試験 (1週間)

(試験時間)

第19条 本校で定める定期試験、追試験及び再試験等の1科目当たり試験時間は、60分を原則とする。

(試験の区分)

第20条 試験は定期試験・臨時試験・追試験・再試験とする。

2. 定期試験は、中間試験及び期末試験をいう。ただし、中間試験は科目によって行わないことがある。

3. 臨時試験は、授業の進展に伴い担当教員が随時行う試験をいう。

4. 追試験は、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者に対して行う試験をいう。

5. 再試験は、正規の試験において合格点に達していない者に対して行う試験をいう。
したがって、公欠を除く追試験受験対象者に対する再試験は行わない。

(追試験の申請および受験)

- 第21条 追試験(前条第4項)を受けようとする者は、追試験実施日の前々日17時(休日を除く)までに、その理由を証明する書類を添えて、欠席届を校長に提出しなければならない。ただし、事前に公欠を認められている者についてはこの限りではない。
2. 追試験を受ける者は、学則別表3に定める受験料を事前に納入しなければならない。ただし、事前に公欠を認められている者については、受験料の納入は必要ないが、事前に受験申込みをしなければならない。
3. 追試験を受ける者は、受験時に受験票を提示しなければならない。受験票がない場合は、受験することができない。

(再試験の受験)

- 第22条 再試験を受けようとする者は、学則別表3に定める受験料を事前に納入しなければならない。
2. 再試験を受ける者は、受験時に受験票を提示しなければならない。受験票がない場合は、受験することができない。
3. 再試験の追試験はいかなる理由があっても実施しない。

(受験上の注意)

- 第23条 試験を受ける場合の注意事項は次のとおりである。
- (1) 試験場では、必ず机の上に学生証を提示しておかなければ受験を認めない。
- (2) 試験開始後10分以後の入場及び試験開始後の退場を認めない。ただし、追・再試験は試験開始後50分以降の退場を認める。
- (3) 必要な筆記具以外は机の上におくことができない。ただし、担当者からあらかじめ許可された物はこの限りではない。
- (4) 追試験・再試験については別途定める所定の手続きをしなければならない。
- (5) その他試験に際して掲示または連絡される担任や試験監督者の指示にしたがわなければならない。

(成績評価)

- 第24条 成績評価は次の方法により総合的に行い、合格した科目については、単位を付与し、単位の認定とする。
- (1) 本校で行っている試験の成績
- (2) 試験の成績以外に次の学修意欲、取り組み等、その態度を成績評価の対象とする。
- ① 出席状況がそれぞれの期間皆勤であること、及び遅刻、早退、欠課、欠席の回数
- ② 学校の公式行事である事業所見学会、企業紹介講座、分化祭、スポーツ大会等への出席状況
- ③ 在学中における資格取得状況
- ④ 学生生活において、特に他の学生の範としての行動を校長が評価した場合
- (3) 大学あるいは大学以外の教育施設等における学修成績を本校の学修とみなした場合

(成績評価基準)

第25条 成績評価は50点以上を合格とし、49点以下を不合格とする。合格は優、良、可、不合格は不可と評語し、成績評価は以下の基準とする。

評価の名称	総合評価点
優	100～80
良	79～65
可	64～50
不可	49以下

※注 総合評価点は、第24条(1)の試験の成績だけでなく同条(2)を含むものである。

第5章 補講及び再履修

(補 講)

第26条 補講とは単位修得のため、正規授業以外に行う授業をいう。

2. 補講の受講者は、学則別表3に規定する受講料を事前に納入しなければならない。
3. 補講の受講者は、受講時に受講票を提示しなければならない。受講票がない場合は、受講することができない。
4. 補講において遅刻・早退・欠席等があった場合及び学習態度に問題がある場合には、該当科目の補講の受講は無効となる。ただし、通学経路の交通機関の乱れ等によるやむを得ない理由により受講できない場合は、事前に受講手続きを完了している科目に限り、その理由を証明する書類を担任に提出し、講師会の議を経て再度、補講を受けられる場合がある。

(再履修)

第27条 再履修とは、進級、卒業に必要な単位が修得できない場合、留年して講義、実験及び実習を受講することをいう。

2. 再履修の受講者は、学則別表3に規定する受講料を事前に納入しなければならない。

第6章 単位免除

(単位免除とは)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に在籍した大学又は短期大学、及び高等専門学校における学修その他文部科学大臣が定める学修において履修した授業科目について修得した単位を、本校に入学した後の本校における授業科目の履修とみなすことができる。

(単位免除の内容)

第29条 本校の定めた授業科目と内容に対し、他で修得した授業科目と内容が同等以上であり、また同等の知識及び技術を有していることを必要とする。なお、他で修得した学修内容とは次の各号に定めるものとする。

- (1) 大学・短期大学・高等専門学校・本校以外の専門学校において履修された科目や、研究生または聴講生としての学修
- (2) 大学の公開講座や各自治体における社会教育施設において開設する講座での学修

- (3) 文部科学大臣の認定を受けた各種社会通信教育による学修
- (4) 文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修や、一定の要件を備えた知識、技術の合格に係る学修
- (5) 継続的に行っているボランティア活動や、就業体験
- (6) 外国の教育施設における学修
- (7) その他(審査の上、校長が認めたもの)

2. 前項の内容の確認は、証明する文書をもってこれを行う。また所定の試験を行うことがある。

(単位免除数と申請手続)

第30条 本校に入学するのに必要な「志願書等一式」に第29条の各号に該当する「証明する文書」及び「単位履修免除申請書」を添付しなければならない。

提出された「証明する文書」により、本校履修科目に相当する水準と認めた場合、総単位数(講義科目84単位(化学分析学科は72単位))の2分の1(講義科目42単位(化学分析学科は36単位))を越えない範囲で、履修科目及び単位数を免除する。なお、実験科目の単位は免除しないものとする。

2. 単位履修免除申請書

「証明する文書」とは、成績証明書(出身学校)等における履修済であることを証明する書類、または、学修内容を証明できる書類をいう。

(単位免除数に伴う学費免除額)

第31条 免除を認められた単位数に相当する、学費の一部が免除される。免除される学費は次の如くとする。

- (1) 講義科目 1単位につき 15,000円とする
(化学分析学科は1単位につき17,500円とする)
- (2) 免除額の限度 42単位につき 630,000円とする
(化学分析学科は36単位につき630,000円とする)
- (3) 免除される時期は、本校で定められた講義科目に該当する1年次後期並びに2年次前期及び後期の学費徴収時において免除されるものとする。

(単位評価)

第32条 単位履修免除を受けた科目は、本校所定の単位数として認定する。

- 2. 本校の成績表には外部での履修であることを記す。
- 3. 卒業・進級判定の際には、単位の算出から除外する。

(附 則)

第33条 単位履修免除を受けた科目は、受講することができない。

- 2. 本校入学後の外部学修においても、単位履修免除の対象とする。この場合学修の修了をもって、申請することができる。

第7章 転科

(転科の手続き)

第34条 学則第14条により他学科への転科を希望する者は、保証人と当該学生が連署押印した転科申請書を担任を経て校長に提出し、許可を受けなければならない。

(転科できる時期)

第35条 転科は、設置各学科の1年次から各学科の2年次に移るときにしか申請することができない。

(転科の認定)

第36条 転科の認定は、講師会の議を経て、校長が適当と認めた者について申請者の在学中の成績等を判断した上で行う。なお、化学分析学科から他学科への転科は認めない。

第8章 進級、留年及び卒業

(進級判定)

第37条 次に定める要件を満たした者を2年次への進級とする。

- (1) 環境分析学科、生命バイオ分析学科、医療医薬分析学科、健康化学分析学科
 - ① 講義科目 44単位のうち40単位
 - ② 実験科目 12単位のうち12単位
 - ③ 当該年度の授業終了日の時点で出席すべき授業日数及び各授業科目時数のそれぞれ3分の2以上出席していること。
 - ④ 1年修了時に、各人について担任を経て校長が判定する。
- (2) 化学分析学科
 - ① 講義科目 36単位のうち36単位
 - ② 実験科目 11単位のうち11単位
 - ③ 当該年度の授業終了日の時点で出席すべき授業日数及び各授業科目時数のそれぞれ3分の2以上出席していること。
 - ④ 1年修了時に、各人について担任を経て校長が判定する。

(仮進級)

第38条 次の者は2年次への仮進級とする。

- (1) 環境分析学科、生命バイオ分析学科、医療医薬分析学科、健康化学分析学科
 - ① 講義科目 44単位のうち38単位を満たしている者
 - ② 実験科目 12単位のうち9単位を満たしている者
 - ③ 当該年度の授業終了日の時点で出席すべき授業日数及び各授業科目時数のそれぞれ3分の2以上出席していること。
- (2) 化学分析学科
 - ① 講義科目 36単位のうち32単位を満たしている者
 - ② 実験科目 11単位のうち8単位を満たしている者
 - ③ 当該年度の授業終了日の時点で出席すべき授業日数及び各講義科目時数のそれぞれ3分の2以上出席していること。

(留年)

第39条 前条の要件に満たない者は留年とする。なお、留年は連続2年以内とする。

(卒業基準及び留年)

第40条 次に定める要件を満たした者を卒業とする。

- (1) 環境分析学科、生命バイオ分析学科、医療医薬分析学科、健康化学分析学科

- ① 2年修了時において卒業に必要な単位数は下記表の合計104単位以上とし、当該年度の授業終了日の時点で出席すべき授業日数及び各授業科目時数のそれぞれ3分の2以上出席していること。
- ② 2年次の留年は下記表の合計104単位未満とする。

(単位)

2年制学科	卒業	2年留年
講義科目	76以上	76未満
実験科目	28以上	28未満
合計	104以上	104未満

(2) 化学分析学科

- ① 2年修了時において卒業に必要な単位数は下記表の合計94単位以上とし、当該年度の授業終了日の時点で出席すべき授業日数及び各授業科目時数のそれぞれ3分の2以上出席していること。
- ② 2年次の留年は下記表の合計94単位未満とする。

(単位)

2年制学科	卒業	2年留年
講義科目	72	72未満
実験科目	22	22未満
合計	94	94未満

(卒業判定)

第41条 本校に2年以上在学し、前条の卒業基準を全て満たした者については講師会の議を経て、校長が卒業の認定を行う。卒業の認定は学年の終わりに行う。

ただし、やむを得ない事由により、この認定を受けることができなかった者には、次年度の前期末または後期末にこれを行うことができる。

第9章 褒賞、懲戒

(目的)

第42条 学則第32条に定める褒賞は、褒賞に値する学生を讃えるほか、本校学生の範たることを目的とする。

2. 学則第33条に定める懲戒は、当該学生の改悛に役立つことを目的とし、ついで他に与える悪影響を避けることを目的とする。

(褒賞の種類と内容)

第43条 褒賞の種類と内容は次のとおりとする。

外部賞 大阪府知事賞・・・・・・・・・・・・・1名
 (一財)職業教育・キャリア教育財団賞・・・・・・・・・・・・・若干名
 (一社)大阪府専修学校各種学校連合会理事長賞・・・・・・・・・・・・・若干名
 全国工業専門学校協会会長賞・・・・・・・・・・・・・若干名
 全国専門学校体育連盟スポーツ賞・・・・・・・・・・・・・若干名
 関西専門学校体育連盟スポーツ賞・・・・・・・・・・・・・若干名

内部賞 校長賞・・・・・・・・・・・・・若干名
卒業研究最優秀賞・・・・・・・・・・・・・若干名
皆勤賞・・・・・・・・・・・・・該当者

上記各賞の持つ意義を検討し、内規で定める規程に照し、これにふさわしい該当者を講師会において選考決定する。

(表彰状の授与等)

第44条 表彰は、校長が表彰状を授与して行う。

2. 表彰には、副賞を添えることがある。

(懲戒の種類と内容)

第45条 懲戒の種類と内容は次のとおりとする。

(1) 訓告 校長名による説諭をいう。

(2) 停学 10日以上1年以下または無期限に学生としての身分を停止され、自宅で謹慎することをいう。

(3) 退学 学生としての身分を喪失することをいう。

2. 前項の懲戒に併せて、履修科目の取消、施設等の使用禁止および就職等の斡旋停止等の処置をとることがある。

3. 懲戒処分後において改悛の情明らかな者については、校長は処分の軽減をはかることがある。

(退学該当者)

第46条 学則第33条第3項に定める退学処分に該当する者の意味は次のとおりとする。

(1) 「性行不良で改善の見込みがない者」とは、校長の重ねての説諭にかかわらず改悛の兆しがみえない者または停学中当罰行為を重ねて行った者をいう。

(2) 「正当な理由がなく出席が常でない者」とは、欠席日数及び各授業科目の欠席時間数が出席すべき日数及び各授業科目の出席すべき時間数の3分の1を越える者とする。

(3) 「本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者」とは、学則に定める目的の達成のための統制、及び諸規則にしたがわない者、及び教育・研究の諸活動を妨げるなど校内秩序を乱した者、その他本校の建学の精神と教育方針に反する者をいう。

(学籍簿への記録)

第47条 退学、停学、除籍は学籍簿に記録する。

2. 履修規程第45条第1項(2)の停学処分が解除された場合、これを抹消する。

附 則

1. この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
2. この規程の改廃は、講師会の議を経て、校長がこれを行う。
3. この規程の一部を改正し、平成7年4月1日から施行する。
4. この規程の一部を改正し、平成9年4月1日から施行する。
5. この規程の一部を改正し、平成10年4月1日から施行する。

6. この規程の一部を改正し、平成11年4月1日から施行する。
7. この規程の一部を改正し、平成12年4月1日から施行する。
8. この規程の一部を改正し、平成15年4月1日から施行する。
9. この規程の一部を改正し、平成16年4月1日から施行する。
10. この規程の一部を改正し、平成17年4月1日から施行する。
11. この規程の一部を改正し、平成18年4月1日から施行する。
12. この規程の一部を改正し、平成19年4月1日から施行する。
13. この規程の一部を改正し、平成20年4月1日から施行する。
14. この規程の一部を改正し、平成21年4月1日から施行する。
15. この規程の一部を改正し、平成22年4月1日から施行する。
16. この規程の一部を改正し、平成24年4月1日から施行する。
17. この規程の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する。
18. この規定の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。
19. この規定の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。
20. この規定の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。
21. この規定の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。
22. この規定の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。
23. この規定の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。
24. この規定の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。
25. この規定の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 履修科目及び単位数

(イ) 環境分析学科

履 修 年 次											
1 年 次					2 年 次						
履 修 科 目	単 位	時 間 数	前 期	後 期	履 修 科 目	単 位	時 間 数	前 期	後 期		
講 義 及 び 演 習 科 目	基礎化学	6	90	6	0	品質管理	2	30	2	0	
	基礎数学	2	30	2	0	機器分析化学Ⅱ	2	30	2	0	
	安全衛生	2	30	2	0	先端材料	2	30	2	0	
	生活化学	2	30	2	0	放射線工学	2	30	2	0	
	定性分析法	2	30	2	0	環境処理技術	2	30	2	0	
	分析化学	4	60	2	2	環境分析化学Ⅰ (水質・土壌)	2	30	2	0	
	機器分析化学Ⅰ	4	60	2	2	環境アセスメント概論	2	30	2	0	
	ビジネス実務Ⅰ	4	60	2	2	エネルギー工学	2	30	2	0	
	工業英語 (化学)	4	60	2	2	化学分析法	4	60	2	2	
	基礎物理	2	30	0	2	ビジネス実務Ⅱ	4	60	2	2	
	有機化学	4	60	0	4	環境分析化学Ⅱ (大気・悪臭)	2	30	0	2	
	無機化学	2	30	0	2	化学工学	2	30	0	2	
	生物化学	2	30	0	2	公定分析法	2	30	0	2	
	定量分析法	2	30	0	2	化学関係法規	2	30	0	2	
	データ解析法	2	30	0	2	材料分析化学	2	30	0	2	
						計量管理概論	2	30	0	2	
						有機構造解析	2	30	0	2	
						有機化学実務	2	30	0	2	
小 計		44	660	22	22	小 計		40	600	20	20
実 験 ・ 実 習 科 目	基礎化学実験	3	90	3	0	環境分析化学実験	4	120	4	0	
	定性分析実験	3	90	3	0	環境資源実験	4	120	4	0	
	機器分析化学実験	3	90	0	3	卒業研究	8	240	0	8	
	定量分析実験	3	90	0	3						
	小 計	12	360	6	6	小 計	16	480	8	8	
1 年次合計		56	1020	28	28	2 年次合計		56	1080	28	28
		全単位合計						112			
		全授業時間数合計						2100			

(ロ) 生命バイオ分析学科

履 修 年 次											
1 年 次					2 年 次						
履 修 科 目	単 位	時 間 数	前 期	後 期	履 修 科 目	単 位	時 間 数	前 期	後 期		
講 義 及 び 演 習 科 目	基礎化学	6	90	6	0	品質管理	2	30	2	0	
	基礎数学	2	30	2	0	機器分析化学Ⅱ	2	30	2	0	
	安全衛生	2	30	2	0	微生物学	2	30	2	0	
	生活化学	2	30	2	0	酵素工学	2	30	2	0	
	定性分析法	2	30	2	0	分子生物学	2	30	2	0	
	分析化学	4	60	2	2	遺伝子工学	2	30	2	0	
	機器分析化学Ⅰ	4	60	2	2	バイオ実験法	2	30	2	0	
	ビジネス実務Ⅰ	4	60	2	2	生物代謝学	2	30	2	0	
	工業英語 (化学)	4	60	2	2	化学分析法	4	60	2	2	
	基礎物理	2	30	0	2	ビジネス実務Ⅱ	4	60	2	2	
	有機化学	4	60	0	4	公定分析法	2	30	0	2	
	無機化学	2	30	0	2	化学関係法規	2	30	0	2	
	生物化学	2	30	0	2	構造生物学	2	30	0	2	
	定量分析法	2	30	0	2	バイオテクノロジー総論	2	30	0	2	
	データ解析法	2	30	0	2	有機化学実務	2	30	0	2	
						化学工学	2	30	0	2	
					有機構造解析	2	30	0	2		
					医療・機能高分子	2	30	0	2		
小 計	44	660	22	22	小 計	40	600	20	20		
実 験 ・ 実 習 科 目	基礎化学実験	3	90	3	0	バイオ化学実験	4	120	4	0	
	定性分析実験	3	90	3	0	微生物実験	4	120	4	0	
	機器分析化学実験	3	90	0	3	卒業研究	8	240	0	8	
	定量分析実験	3	90	0	3						
	小 計	12	360	6	6	小 計	16	480	8	8	
1年次合計		56	1020	28	28	2年次合計		56	1080	28	28
全単位合計				112							
全授業時間数合計				2100							

(ハ) 医療医薬分析学科

履 修 年 次										
1 年 次					2 年 次					
履 修 科 目	単 位	時 間 数	前 期	後 期	履 修 科 目	単 位	時 間 数	前 期	後 期	
講 義 及 び 演 習 科 目	基礎化学	6	90	6	0	品質管理	2	30	2	0
	基礎数学	2	30	2	0	機器分析化学Ⅱ	2	30	2	0
	安全衛生	2	30	2	0	有機化学特論	2	30	2	0
	生活化学	2	30	2	0	医薬・化粧品概論	2	30	2	0
	定性分析法	2	30	2	0	製薬学	2	30	2	0
	分析化学	4	60	2	2	生物代謝学	2	30	2	0
	機器分析化学Ⅰ	4	60	2	2	臨床検査法	2	30	2	0
	ビジネス実務Ⅰ	4	60	2	2	放射線工学	2	30	2	0
	工業英語 (化学)	4	60	2	2	化学分析法	4	60	2	2
	基礎物理	2	30	0	2	ビジネス実務Ⅱ	4	60	2	2
	有機化学	4	60	0	4	有機化学実務	2	30	0	2
	無機化学	2	30	0	2	公定分析法	2	30	0	2
	生物化学	2	30	0	2	化学関係法規	2	30	0	2
	定量分析法	2	30	0	2	工業化学	2	30	0	2
	データ解析法	2	30	0	2	化学工学	2	30	0	2
						有機構造解析	2	30	0	2
						医療・機能高分子	2	30	0	2
	小 計	44	660	22	22	薬理学	2	30	0	2
実 験 ・ 実 習 科 目	基礎化学実験	3	90	3	0	小 計	40	600	20	20
	定性分析実験	3	90	3	0	医薬品分析化学実験	4	120	4	0
	機器分析化学実験	3	90	0	3	臨床分析実験	4	120	4	0
	定量分析実験	3	90	0	3	卒業研究	8	240	0	8
	小 計	12	360	6	6	小 計	16	480	8	8
1年次合計					2年次合計					
56					56					
1020					1080					
28					28					
全単位合計					112					
全授業時間数合計					2100					

(二) 健康化学分析学科

履 修 年 次										
1 年 次					2 年 次					
履 修 科 目	単 位	時 間 数	前 期	後 期	履 修 科 目	単 位	時 間 数	前 期	後 期	
講 義 及 び 演 習 科 目	基礎化学	6	90	6	0	品質管理	2	30	2	0
	基礎数学	2	30	2	0	機器分析化学Ⅱ	2	30	2	0
	安全衛生	2	30	2	0	微生物学	2	30	2	0
	生活化学	2	30	2	0	酵素工学	2	30	2	0
	定性分析法	2	30	2	0	食品化学総論	2	30	2	0
	分析化学	4	60	2	2	食品分析化学	2	30	2	0
	機器分析化学Ⅰ	4	60	2	2	生物代謝学	2	30	2	0
	ビジネス実務Ⅰ	4	60	2	2	医薬・化粧品概論	2	30	2	0
	工業英語 (化学)	4	60	2	2	化学分析法	4	60	2	2
	基礎物理	2	30	0	2	ビジネス実務Ⅱ	4	60	2	2
	有機化学	4	60	0	4	公定分析法	2	30	0	2
	無機化学	2	30	0	2	化学関係法規	2	30	0	2
	生物化学	2	30	0	2	栄養化学	2	30	0	2
	定量分析法	2	30	0	2	かおり科学	2	30	0	2
	データ解析法	2	30	0	2	医療・機能高分子	2	30	0	2
						有機化学実務	2	30	0	2
						化学工学	2	30	0	2
						有機構造解析	2	30	0	2
小 計	44	660	22	22	小 計	40	600	20	20	
実 験 ・ 実 習 科 目	基礎化学実験	3	90	3	0	食品製造分析実験	4	120	4	0
	定性分析実験	3	90	3	0	化粧品・かおり分析化学実験	4	120	4	0
	機器分析化学実験	3	90	0	3	卒業研究	8	240	0	8
	定量分析実験	3	90	0	3					
	小 計	12	360	6	6	小 計	16	480	8	8
1年次合計	56	1020	28	28	2年次合計	56	1080	28	28	
全単位合計					112					
全授業時間数合計					2100					

(木) 化学分析学科

履 修 年 次										
1 年 次					2 年 次					
履 修 科 目	単 位	時 間 数	前 期	後 期	履 修 科 目	単 位	時 間 数	前 期	後 期	
講 義 及 び 演 習 科 目	基礎化学	2	30	2	0	環境化学	2	30	2	0
	無機化学	2	30	2	0	品質管理	2	30	2	0
	安全衛生	2	30	2	0	公定分析法	2	30	2	0
	分析化学Ⅰ	2	30	2	0	重量分析法	2	30	2	0
	有機化学Ⅰ	2	30	2	0	容量分析法	2	30	2	0
	統計工学Ⅰ	2	30	2	0	化学分析法Ⅲ	2	30	2	0
	化学分析法Ⅰ	2	30	2	0	機器分析法Ⅲ	2	30	2	0
	機器分析法Ⅰ	2	30	2	0	食品分析化学	2	30	2	0
	無機定性分析法Ⅰ	2	30	2	0	材料分析化学	2	30	2	0
	バイオテクノロジー総論	2	30	2	0	医療機能高分子	2	30	2	0
	生物化学	2	30	0	2	化学関係法規	2	30	0	2
	物理化学	2	30	0	2	生産工学概論	2	30	0	2
	分析化学Ⅱ	2	30	0	2	有機構造解析	2	30	0	2
	有機化学Ⅱ	2	30	0	2	化学分析法Ⅳ	2	30	0	2
実 験・実 習 科 目	統計工学Ⅱ	2	30	0	2	機器分析法Ⅳ	2	30	0	2
	化学分析法Ⅱ	2	30	0	2	医薬・化粧品概論	2	30	0	2
	機器分析法Ⅱ	2	30	0	2	作業環境測定概論	2	30	0	2
	無機定性分析法Ⅱ	2	30	0	2	半導体・電子材料分析	2	30	0	2
	小 計	36	540	20	16	小 計	36	540	20	16
	基礎化学実験	3	90	3	0	応用分析化学実験Ⅱ	3	90	3	0
	定性・定量分析実験	3	90	0	3	卒業研究	8	240	2	6
	機器分析化学実験	3	90	0	3					
	応用分析化学実験Ⅰ	2	60	0	2					
	小 計	11	330	3	8	小 計	11	330	5	6
	1 年次合計	47	870	23	24	2 年次合計	47	870	25	22
	全単位合計					94				
	全授業時間数合計					1740				

学費納入規程

(目 的)

第1条 学費の納入については学則、その他この規程の定めるところによる。

(学費の内訳)

第2条 学費とは、入学金・授業料・施設費および実習費をいう。

(適用学費)

第3条 学費は原則として入学時に定めた額を適用する。ただし、次の場合は、新所属の学費を適用する。

(1) 留年または転科により、学籍が異動した場合

(2) 退学した者が再入学した場合

2. 学則に基づき、経済情勢の変動によって在学生の学費を改訂する場合は予め通知する。

(学費の納期)

第4条 学費は、前・後期の2期に分けて納入し、納入期限および納入額は別表2のとおりとする。

2. 納入最終日が休日にあたる場合は、その翌日を納入期限とする。

(再入学者の入学金)

第5条 第3条第1項第2号の再入学者の入学金は免除する。

(納入方法)

第6条 学費の納入は、第4条に定める期限までに、郵便振替または銀行振込で行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると事務室長が認めたときは事務室窓口で納入することができる。

2. 事務室窓口での取扱期間および時間は予め掲示する。

(学費の納入)

第7条 次の各号の1つに該当する者で、第4条に定める期限までに、所定学費を納入できない場合は、申請により学費の延納を許可することがある。ただし、学費減免を受けている者は除く。

(1) 学費支弁者が、不慮の災害を受け支払いが困難となった場合

(2) その他、やむを得ない理由があると認められた場合

(延納手続)

第8条 前条により、延納を希望する者は、各納入期限の10日前までに授業料等納入遅延申請書に次の書類を添え、担任を経て事務室長に申請しなければならない。

(1) 前条第1号に該当する場合は、被災証明書

(2) 前条第2号に該当する場合は、理由を証明する書類

2. 延納を許可する期間は、納入期限から30日以内とする。

(延納許可の取消)

第9条 延納を許可された者で、次の各号に該当すると認められる場合、事務室長は許可を取り消す。

- (1) 許可された期限までに納入しない場合
- (2) 虚偽の申請により許可を受けたことが明らかになった場合

(学費の滞納)

第10条 学費を本規程第4条に定める期限までに納入しない者は、事務室長が督促を行う。この督促後30日の除籍猶予期間を経ても納入をしない者は、学則第21条第4号により除籍処分を行う。

2. 除籍猶予期間中に、滞納学費全額を納入した者は除籍しない。
3. 前項の場合は、延滞金5,000円を納入しなければならない。

(休学中の学費)

第11条 休学中の学費は免除する。ただし、休学を許可された日および次の第2項に該当した日までに通信費および手数料として次の費用を納付しなければならない。なお、この期間内に納付しない場合は休学を認めないものとする。

休学期間 半期12,000円 , 全期24,000円

2. 前項にかかわらず、次の各号の1つに該当する場合は、前項の費用を納入しなければならない。
 - (1) 前期学費納入前で、4月30日までに休学を許可された場合
 - (2) 後期学費納入前で、10月1日から10月31日までに休学を許可された場合

(年度途中退学者の学費)

第12条 年度の途中での退学者および除籍者は、当該期の学費全額を納入しなければならない。

(既納の学費)

第13条 すでに納入した学費は、如何なる理由があっても、これを返戻しない。

附 則

1. 学費以外に校費を徴収する。
2. この規程は、平成6年度入学生から適用する。
3. この規程の一部を改正し、平成11年4月1日から施行する。
4. この規程の一部を改正し、平成12年4月1日から施行する。
5. この規程の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。
6. この規程の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。
7. この規程の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。

校費納入規程

(校費の内訳)

第1条 校費とは、学習内容（分析化学）の特殊性に鑑み、その学習効果をより高め、充実を図ることを目的として、次のような費用に充当する。

- (1) 学務費
- (2) 定期健診
- (3) 災害保険
- (4) 個人ロッカー
- (5) 図書費
- (6) 卒業準備金
- (7) アルバム
- (8) 同窓会費
- (9) 自治会費
- (10) その他（補助費）

(校費の金額と納入)

第2条 校費の徴収は、過去の実績から、あらかじめ算出し、各学年の前・後期授業料納付と同時に徴収する。（下記表）

納入時期	1年生	入学時	12,000円 (9,000円)	後期	11,000円 (8,000円)
	2年生	前期	12,000円 (9,000円)	後期	12,000円 (8,000円)

- (1) 化学分析学科

校費内訳の第1条(2)定期健診、(7)アルバム、(9)自治会費を除き、上表の（ ）内全額とする。但し、希望者については（ ）外金額とする。

(清算方法)

第2条 自治会に決算内容について報告し、①剰余金が生じた場合、卒業式において学校への寄付金とする。②欠損金が生じた場合には自治会費より補填する。

(退学者の校費)

第3条 既に納付された校費は、如何なる理由があっても返還しない。

附 則

1. この規定の一部を改正し、平成12年4月1日から施行する。
2. この規定の一部を改正し、平成21年4月1日から施行する。
3. この規定の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する。
4. この規定の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。
5. この規定の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。
6. この規定の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。
7. この規定の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。
8. この規定の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。
9. この規定の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。
10. この規程の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。

研修旅費規程（積立）

（目 的）

第1条 研修旅費は日頃の学習効果を高め、分析化学の現場を見聞し、体験するとともに学生生活のよりよき友情と親睦を図ることを目的とする次の費用に充当する。

- (1) 一泊オリエンテーション
- (2) 国内研修旅行
- (3) その他

（納入と支払）

第2条 研修旅費はあらかじめ過去の実績と今後の予想に基づき算出した金額を1年生前期及び1年生後期の2回に分けて学費の納入と同時に徴収し、学校で保管の上、旅行業者に支払う。

納入時期	1年次前期	30,000円	1年次後期	30,000円
	合 計	60,000円		

但し、化学分析学科の学生は参加自由とする。参加する場合は上記金額を納めることとする。

（返 還）

第3条 返還については、学生本人の申し出により、担任及び校長がその理由を正当と判断した場合に限り次の如く行う。

- (1) 旅行業者規定に準じて行う。
 - ① 出発日7日前に申出があった場合 旅行費用の50%
 - ② 出発日3日前に申出があった場合 旅行費用の25%
 - ③ 上記以外は返却しないものとする。

上記7日前、3日前とは、申し出た日及び出発日を含まない日数をいう。

- (2) 中途退学者については、その半額を返還する。（但し、消費された金額を差し引く）

（清算方法）

第4条 自治会に決算内容について報告し、①剰余金が生じた場合、卒業式において学校への寄付金とする。②欠損金が生じた場合には自治会費より補填する。

附 則

1. この規定の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。
2. この規定の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。
3. この規定の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。
4. この規定の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。
5. この規定の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。

別表 2

日本分析化学専門学校 学費等一覧(単位 円)

受験料(選考料)：専願・併願共 20,000円

学費一覧表 環境分析学科・生命バイオ分析学科・医療医薬分析学科・健康化学分析学科・化学分析学科

学 年	第 一 学 年		第 二 学 年	
学 費 等	入 学 時	後 期	前 期	後 期
納入時期	合否通知後 7 日以内	9月 1 日～9月20日	3月 1 日～3月20日	9月 1 日～9月20日
入 学 金	300,000			
授 業 料	309,500	309,500	309,500	309,500
施 設 費	113,500	113,500	113,500	113,500
実 習 費	242,000	242,000	242,000	283,000
合 計	965,000	665,000	665,000	706,000

別表 3

追試験・再試験・補講・再履修受験受講料表(単位 円)

項 目	受 験 料 ・ 受 講 料	
	環境分析学科 生命バイオ分析学科 医療医薬分析学科 健康化学分析学科	化学分析学科
追 試 験	1,000(1科目)	1,000(1科目)
再 試 験	1,000(1科目)	1,000(1科目)
補 講(講 義)	2,000(90分)	1,700(90分)
補 講(実験実習)	3,850(90分)	6,000(90分)
再履修(講 義)	15,000(1単位)	17,500(1単位)
再履修(実験実習)	52,500(1単位)	66,500(1単位)

学生の校舎利用規程

第1章 事務室の案内と注意事項

(事務室の利用)

- 第1条 各種証明書(学生証・成績証明書・卒業(見込)証明書・学割等)の発行を行う。
2. 追試験料・再試験料・補講料・再履修料の納付、奨学金の手続などの納付金すべての受付を行うものとする。
 3. 資料のコピー(有料)等を行う。
 4. 別科・各種検定試験等の申込み受付を行う。
 5. 事務室の利用に際しては以下の注意事項を厳守すること。
 - (1) 利用は必ず窓口受付カウンターにて行う。
 - (2) 事務室への入室は教職員の指示がある場合を除き禁止する。
 - (3) 取扱時間は9時～17時とする。但し、金銭の取り扱いが伴うものは、15時までとする。

(各種相談事項)

- 第2条 その他、奨学金などの相談を受け付ける。

第2章 施設の利用と注意事項

(登・下校時間)

- 第3条 校舎利用に関わる登・下校時間は、原則として午前8時より午後6時(化学分析学科は午後7時)までとする。

(空調設備)

- 第4条 空調設備の利用に際しては、下記の期間に自治会長より使用許可願いを校長に申請し、校長がこれを承認した場合使用が許可される。下記の期間でない場合は、学生の履修に支障が生じると校長が判断した場合に使用を許可することがある。また、使用時間については下記のとおりとし、別に定める基準温度の管理、換気に心がける。

	期 間	時 間
夏 季	6月上旬～9月下旬	9:00～17:00 (化学分析学科については
冬 季	11月中旬～3月下旬	17:50まで)

(エレベーター)

- 第5条 エレベーターは両館とも上り一方通行のみの使用とし、2フロア以内の移動(1→3F、2→4F等)に際しては、階段を使用すること。下りは階段を使用すること。
- 但し、教職員からの指示、許可があった場合は、上り・下りとも使用を許可する。
- また実験棟においては、実験時の器具・薬品の移動で、安全上の事由により教員の許可があった場合も、上り・下りとも使用を許可する。また、エレベーター使用に関するマナーが守られていない場合、エレベーター使用禁止の措置を取る場合がある。

(資料室の利用)

- 第6条 就職のための企業案内、学校図書、卒業論文等を閲覧することができる。
2. 資料室の利用に際しては以下の注意事項を厳守すること。

- (1) 私語、雑談、飲食を禁止する。
- (2) 資料の持ち出しは所定の手続を行ったものについては許可するが、両棟内のみの持ち出しとし、当該日中に返却のこと。
- (3) 使用可能時間は午前9時より午後5時までとする（化学分析学科の使用可能時間は午前9時より午後7時までとする）。
- (4) 使用に際しては教員同席、もしくは使用願いを事務室に提出すること。

(コンピュータの利用)

第7条 コンピュータ実習等授業の際に用いる。

2. コンピュータの使用に際しては以下の注意事項を厳守すること。

- (1) 私語、雑談、飲食を禁止する。
- (2) 利用時には必ず教員が付き添い、学生のみ利用は許可されない。
- (3) 利用時間については教職員の指示にしたがうこと。

(進路指導室)

第8条 進路指導等の際に使用する。

2. 進路指導室の利用に際しては以下の注意事項を厳守すること。

- (1) 利用時には必ず教員が付き添い、学生のみ利用は許可されない。

(喫煙)

第9条 全館禁煙とする。本校は薬品、危険物が多量に保管してあるため、特に火気厳禁の規則を守ること。

(電話)

第10条 各教室、実験室の電話は使用してはならない。

(トイレ)

第11条 男子専用（講義棟・実験棟とも4階、6階）、女子専用（講義棟は3階、5階、7階、実験棟は2階、5階）を使用すること。

(駐輪場)

第12条 自転車は所定の場所におくこと。なお、自転車による通学は許可されたものに限り、自動車・自動二輪及び原動機付自転車通学を禁止する。

(避難口)

第13条 各階に2ヶ所あるので、校舎案内を参照して各自の責任で確認しておくこと。

(消火器・消火栓)

第14条 各階エレベーターホールに設置してあるので各自の責任で確認しておくこと。

(連絡)

第15条 学生への連絡はC Tまたは1階ホール、講義棟3階資料室、各階エレベーターホールならびに各教室の掲示板にて行う。毎日登校、下校の際に注意しておくこと。

第3章 その他の注意事項

(屋上)

第16条 屋上は危険であるので、教職員の許可がない限り上らないこと。

(立入禁止場所)

第17条 ポンプ室、機械室ならびに講義棟8階及び実験棟7階以上の階は、学生の立ち入りを禁止する。

(応接室)

第18条 応接室は来客専用とする。したがって、無断で立ち入らないこと。また、応接室での会話の妨げとなるため、1階ホール及びコミュニケーションスペースでの大声での会話等の行為は慎むこと。

(備品の持ち出し、移動)

第19条 実験室や教室および資料室の機器、薬品および図書や椅子など学校備品を勝手に持ち出したり、移動したりしないこと（持ち出しや移動する場合は所定の用紙にて届け出て校長の承認を得なければならない）。

(清 掃)

第20条 各自定められた清掃場所を清掃し校内美化に努めなければならない。校舎の清掃にはお互い気をつけなければならない。

(整理整頓)

第21条 校舎内は常に整理整頓を行い、清掃具は必ず所定の場所に設置すること。

第4章 罰 則

(諸規程、注意事項違反時の罰則)

第22条 諸規程及び注意事項に対し、違反した場合は相当の厳しい罰則を科す。

2. 罰則については、校長が別途定める。

(校舎施設の破損、損傷時の連帯責任)

第23条 諸規程に違反し、校舎施設の破損、損傷に対し、連帯責任として損害賠償を行い、補修修理を行わねばならない。

附 則

1. この規程の一部を改正し、平成12年4月1日から施行する。
2. この規程の一部を改正し、平成15年4月1日から施行する。
3. この規程の一部を改正し、平成16年4月1日から施行する。
4. この規程の一部を改正し、平成17年4月1日から施行する。
5. この規程の一部を改正し、平成18年4月1日から施行する。
6. この規程の一部を改正し、平成19年4月1日から施行する。
7. この規程の一部を改正し、平成21年4月1日から施行する。
8. この規程の一部を改正し、平成22年4月1日から施行する。
9. この規程の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。
10. この規程の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。
11. この規程の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。
12. この規程の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。
13. この規程の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。
14. この規程の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。
15. この規程の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。

留学生規定

(入学資格)

第1条 本校への入学資格の要件は以下の通りとする。

- (1) 外国において12年の学校教育を修了した者とする。ただし、準備教育課程を卒業し、通算12年の学校教育を修了した者を含む。
- (2) 入学資格要件のうち、日本語能力に関しては、次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - ① 法務大臣により告示されている日本語教育機関で、6ヶ月以上の日本語教育を受けた者。
 - ② 公益財団法人日本国際教育支援協会及び独立行政法人国際交流基金が、実施する日本語能力試験のN1又はN2に合格した者。
 - ③ 独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本留学試験において、日本語読解及び聴解並びに聴読解の合計で200点以上取得した者。
 - ④ 公益財団法人日本漢字能力検定協会が、実施するBJTビジネス日本語能力テストにおいて400点以上取得した者。
 - ⑤ 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）において、1年以上の教育を受けた者。
 - ⑥ 化学の授業を理解できる知識及び能力を有する者。

(出願書類)

第2条 留学生が出願する場合、次の書類を揃えて一括提出すること。

- (1) 志願書（本校所定）
- (2) 写真（提出日の3ヶ月以内に撮影されたもの）
- (3) 高等学校以上の卒業証明書及び成績証明書（日本語訳または英語訳されたもの）
- (4) 日本語教育機関が発行する次の証明書類
 - ① 在学証明書または卒業（見込）証明書
 - ② 成績・出席証明書
- (5) 日本語能力試験N2（2級）以上の証明書のコピー、または日本留学試験日本語科目合計200点以上の証明書のコピー、またはBJTビジネス日本語能力テストで400点以上の証明書のコピー
- (6) パスポートのコピー（次の①及び②を提出）
 - ① 顔写真とパスポート番号の記載があるページ
 - ② 資格外活動許可シールが貼ってあるページ
- (7) 在留カードのコピー（在留カードの表と裏のコピーを提出）
- (8) 国民健康保険証のコピー（有効期日内のコピーを提出）
- (9) 経費支弁を証明する書類（本人又は経費支弁者の預金通帳、送金証明書、各種明細等全てのコピー）ただし、1年間の学納金、全額を前納する場合は不要とする。
- (10) 身元保証書（外国人留学生用 様式F）（本校所定）
- (11) 選考料（20,000円）受領証のコピー
- (12) 受験票

(13) 現に日本に居住している者は、住民票の写し

(14) その他本校が必要と認める書類

(保証人)

第3条 留学生として本校への入学を希望する者は、日本国籍を有する日本国内に居住する成年者1名を、保証人としなければならない。ただし、日本語学校関係者を保証人として届け出た場合、もう1名の保証人を追加し日本語学校関係者以外の成年者で、日本国内に居住する者1名を追加で保証人としなければならない。

2. 保証人は、入学金、学費その他の支払いを保証するとともに、留学生の在学期間中日本の法令及び本校の諸規程を遵守させ、学業に専念するよう指導するものとする。

(化学薬品の取扱い)

第4条 授業に使用される、化学薬品の特性を理解し、教職員の指導に従い、化学薬品は適切且つ慎重に取り扱うものとする。

2. 本校の学生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 授業等、教職員の監督下においてのみ、化学薬品を取り扱うこと
- (2) 授業等で化学薬品を取り扱う際は、教職員の指示に従うこと
- (3) 化学薬品の紛失、毀損等が生じた場合、直ちに教職員へ報告すること
- (4) 化学薬品を学校外へ持ち出さないこと

3. 上記の各項について違反行為があった場合、その行為に対し校長は、相当の処罰を行うものとする。

(政治活動の制限)

第5条 学生が安全な環境で安心して学業に専念するため、在学中の政治活動を禁止し、教育環境の維持に努めるものとする。

(研修期間)

第6条 留学生の入学について、全ての条件を満たしている場合でも、授業内容が理解できるかどうかを判断するために、5か月間（4月～8月）の研修期間を設けるものとする。

2. 研修期間中の履修成績は、研修期間終了時に再評価を行い、続けて学習可能かどうかを判定することとする。

3. 研修期間中の履修単位及び時間については、正規授業の単位時間として認める。

附 則

1. この規程の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。